

第2号議案

委員会委員の再任の回数制限の廃止について

広域系統整備委員会及び調整力及び需給バランス評価等に関する委員会について、委員会規程第3条に基づく理事会決議事項として以下の通り、委員の再任の回数制限を廃止する。

変更前※	変更後
委員の任期は2年とし、再任は原則2回までとする。	委員の任期は2年とし、再任されることができる。

※変更前とは以下の理事会議案の一部を指す。

広域系統整備委員会については第2回理事会（2015年4月1日開催）第10号議案
調整力及び需給バランス評価等に関する委員会については第58回理事会（2016年4月6日開催）第4号議案

（変更理由）

広域機関の扱う業務が多岐かつ高度になってきており、「容量市場」、「需給調整市場」や「コネクト&マネージ」などの検討にかかる調整力のあり方、供給信頼度のあり方について検討から実施、実施後の見直しに至るまで6年を超える期間を必要と見込まれ、将来（例えば2021年度以降）、現行委員の再任の回数制限のもとでは十分な議論をできる委員を確保できない虞がある。

このため、引き続き、原則として定期的に、委員の新陳代謝が働くのを確保することを前提としつつ、委員の再任の回数制限を廃止することとしたい。

以 上